

平成30年 議案第37号

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
上記の議案を提出する。

平成30年11月16日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

みよし市教育委員会事務局組織規則（昭和 5 7 年三好町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表教育部スポーツ課の項第 1 1 号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 議案第38号

みよし市立学校体育施設スポーツ開放規則の一部を改正する規則について
上記の議案を提出する。

平成30年11月16日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、みよし市立学校体育施設スポーツ開放の運営機関に関する名称及び任期、使用料の納付及び利用の報告について必要な改正を行う必要があるからである。

みよし市立学校体育施設スポーツ開放規則の一部を改正する規則

みよし市立学校体育施設スポーツ開放規則（平成29年みよし市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(運営会議)」に改め、同条第1項中「みよし市学校体育施設スポーツ開放運営委員会」を「みよし市学校体育施設スポーツ開放運営会議」に、「運営委員会」を「運営会議」に改め、同条第2項中「運営委員会」を「運営会議」に改め、同項第1号中「開放校の」を「市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の」に改め、同項第2号中「開放校の」を「学校の」に改め、同項第5号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改め、同条第3項を削る。

第5条第1項中「開放校」を「スポーツ開放を行う学校（以下「開放校」という。）」に改め、同条第3項を削る。

第12条中「5日」を「20日」に改める。

第14条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「様式第13号」を「様式第14号」に、「学校体育施設スポーツ開放日報（様式第14号）及び利用券」を「前項の日報」に、「学校長」を「教育委員会」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

利用団体は、学校体育施設を利用した都度、学校体育施設スポーツ開放日報（様式第13号）を3部記入し、1部を開放校に提出し、1部を次項の規定に基づき教育委員会に提出し、1部を保管しなければならない。

様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

改正案

現行

様式第 13 号 (第 14 条関係)

様式第 13 号 (第 14 条関係)

学校体育施設スポーツ開放日報

学校体育施設スポーツ開放月報

みよし市立

学校長 様

学校長 様

みよし市立

年 月 日

団体名
氏 名

団体名
氏 名

学校体育施設スポーツ開放利用に当たり、下記のとおり確認しました。

日 時	月 日	曜 日	午後 午後	時 分	分より 分まで	施 設	体育館・武道場					
種 目					利用人数		男	女	計			
	利用内容											
点 検 事 項 (点検欄にし点を付けてください)	区		分		点		検		分		点 検	
	備品の返却						消 灯					
	備品の異変						施 錠					
	清掃と整理・整頓						その他					
	ゴミの片付け・持ち帰り						電 気 使用量		始		点	
問題点等	火気の始末								終		点	

注 1 この日報は 3 部複写で記入し、団体代表者が確認のうえ 1 部保管し、1 部を市教委、1 部を
開放校へ提出してください。

2 事故が発生又は施設設備を破損した場合は学校体育施設スポーツ開放事故発生状況報告書
(様式第 16 号) 及び学校体育施設スポーツ開放施設設備損品 (様式第 16 号) を提出してく
ださい。

年 月 利用分				利用施設			体育館・武道場
回	日	曜日	人数	回	日	曜日	人数
1				6			
2				7			
3				8			
4				9			
5				10			
利用券財付欄							

利用券、学校体育施設スポーツ開放日報を添付し、翌月の 5 日までに必ず提出して下さい。